

八女伝統工芸館方針策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

福岡県八女市

八女伝統工芸館方針策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、八女伝統工芸館方針策定業務に係る公募型プロポーザル方式により契約候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

八女伝統工芸館方針策定業務

(2) 業務の内容

別紙「八女伝統工芸館方針策定業務委託仕様書」のとおり。

なお、仕様書内で規定した業務の内容は、八女伝統工芸館方針策定支援の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された契約候補者の企画提案書を基に、本市と契約締結に向けた協議及び調整を行ったうえで決定する。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む）

八女伝統工芸館方針策定業務委託料 3,520,000円

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

参加者の資格要件は次に掲げる事項をすべて満たす者とする。なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 八女市競争入札参加指名停止等措置要綱に基づく指名停止、国、県又は他の地方公共団体からの指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく厚生手続き開始もしくは厚生手続き開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法

律第225号)に基づく再生手続き開始もしくは再生手続き開始の申立がなされていないこと。

(5) 国税、県税、市税等の滞納がないこと。

(6) 過去10年以内に、八女伝統工芸館と同等規模以上の施設を対象とした、同種、類似業務の実績を有していること。

5 スケジュール (予定)

内 容	期 日
公告 (募集開始)	4月14日 (月)
参加申込書の提出期限	4月28日 (月) 午後5時まで
参加可否の通知	4月30日 (水) 又は5月1日 (木)
質問書の提出期限	5月 5日 (月) 午後5時まで
質問に対する回答	5月 7日 (水) までに、随時
企画提案書等の提出期限	5月 9日 (金) 午後5時まで
審査への参加辞退	5月 9日 (金) 午後5時まで
審査	5月16日 (金)
審査結果通知	5月20日 (火) 2営業日後
契約締結	5月下旬

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

6 公告

(1) 公告 (募集開始日)

令和7年4月14日 (月)

(2) 公告方法

八女市ホームページへの掲載

URL : <https://www.city.yame.fukuoka.jp>

7 参加に係る書類の提出

(1) 提出期限

令和7年4月28日 (月) 午後5時まで (必着)

(2) 提出方法

持参または郵送

※持参する場合の受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。郵送する場合は、提出期限までに必着した書類のみ受け付けるものとする。な

お、提出期限後の書類の差し替え及び追加提出は認めない。

(3) 提出先

「15 事務局」に記載の担当部署

(4) 提出書類

- ①企画提案参加申込書（様式1）
- ②会社概要調書（様式2） ※パンフレット等の使用も可
- ③国税、県税、市税等の滞納のない証明書※写し可、発行後3か月以内のもの
- ④業務実績調書（様式3）
- ⑤業務実施体制調書（様式4）

(5) 提出部数

- ①正本（上記①～⑤） 1部（社名等を表記すること）
- ②副本（上記④～⑤） 1部（社名等の提案事業者が特定で記載はすべて削除すること）

8 参加資格審査

書類による資格審査後、電子メールによりその結果を通知する。なお、参加資格を得ることができなかった者に対しては、その理由を併記する。

9 質問と回答

(1) 受付期限

令和7年5月5日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより「15 事務局」に記載の担当部署宛てに提出のうえ、メール送信後に電話で受信確認を行うこと。電子メールの件名は「工芸館方針プロポーザル質問（事業者名）」とすること。郵便、電話又は口頭による質問には応じない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 回答方法

令和7年5月7日（水）までに、随時、市公式ホームページに掲載する。
※質問者の名前（事業者名）は公表しない。

10 企画提案書類の提出

参加資格を得た者で企画提案をする者（以下「企画提案者」という。）は、次の書類を提出する。

(1) 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参または郵送

※持参する場合の受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。郵送

する場合は、提出期限までに必着した書類のみ受け付けるものとする。なお、提出期限後の書類の差し替え及び追加提出は認めない。

(3) 提出先

「15 事務局」に記載の担当部署

(4) 提出書類

- ①企画提案書（任意の様式）※「11 企画提案書の作成要領」を参照
- ②業務工程表（任意の様式）
- ③経費見積書（任意の様式）※消費税抜き、業務ごとの積算内訳を記載

(5) 提出部数

- ①正本 1部（社名等を表記すること）
- ②副本 10部（社名等の提案事業者が特定できる記載はすべて削除すること）

1.1 企画提案書の作成要領

- (1) A4版両面印刷を原則とし、10枚以内を目安に作成すること。
- (2) A3版の資料は、片面印刷しA4サイズにゼット折すること。
- (3) 仕様書に基づき具体的な提案を行うこと。なお、仕様書にない事項であっても、提案を行うことは妨げない。
- (4) 企画提案書は任意様式とするが、文字サイズは見やすいフォントで作成すること。また、簡潔明瞭にイメージ図等を織り交ぜるなど専門知識がない者にも分かりやすい表現で作成すること。

1.2 審査

応募者を対象に、審査委員会において、提出書類に記載された内容等について、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

(1) 実施日

令和7年5月16日（金）予定

(2) 実施場所

八女市役所内 会議室

(3) 実施時間

一事業者につき25分以内（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

(4) 審査方法

- ・プレゼンテーションの出席者は最大3人までとし、本業務担当者は必ず出席すること。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションにおいて、事業者名が特定可能な表現又は表示はしないこと。また、名札・社章その他服装又は携帯物品により事業者名が特定できることのないようにすること。

- ・プレゼンテーションの詳細は、提案書事前提出の締切後に連絡を行う。
- ・遅刻又は欠席の場合は、参加を辞退したものとみなす。
- ・参加者が多数（4者以上）の場合、事前書類審査を行い、事前書類審査通過者のみプレゼンテーションを行うものとする。
- ・事前書類審査を行った場合は、全ての企画提案者に対して、5月13日（火）に審査結果のみ電子メールにて通知する。この際、審査の内容は非公開として、審査内容及び選定結果に対する問い合わせ並びに異議申し立ては受け付けない。

（5）評価

①評価対象

- ア 業務実績
- イ 実施体制
- ウ 企画提案
- エ 見積経費

②方法

絶対評価とし、評価項目ごとにA～Eの5ランク評価とする。

評価ランク	評価	配点
A	優れている	5
B	やや優れている	4
C	標準	3
D	やや劣る	1
E	劣る	0

③評価項目及び審査内容

評価項目		審査内容
業務実績	業務実績	業務を適切に遂行する能力、十分な実績を有しているか。
実施体制	実務能力	専任技術者の配置があるか。実務経験および実施能力を有しているか。
	業務実施体制	業務を遂行するための体制が整っているか。報告や打合せは充実し、必要な時に連絡が取りやすい体制になっているか。
企画提案	理解度	八女伝統工芸館や類似施設等の現状認識が的確であり、本市の課題や特徴をとらえているか。
	提案の具体性	適切な業務工程が設定されているか。仕様書を踏まえ、効果的な提案が期待できる内容となっているか。

	会議支援体制	業務の進行管理や会議運営の円滑なサポートができる内容となっているか。
	プレゼンテーション力	提案内容を分かりやすく説明し、説得力があるか。質問に対する回答は適切か。本業務に対して積極性は感じられるか。
見積経費	費用対効果	見積内訳が具体的に示され、提案に対する費用が適切であるか。※提案業者間の比較なし

(6) 審査結果の通知

失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として特定し、結果のみ審査を受けた参加事業者に、電子メールにより通知する。なお、審査の内容は非公開として、審査内容及び選定結果に対する問い合わせ並びに異議申し立ては受け付けない。

1.3 契約

- (1) 市から通知を受けた契約候補者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、市と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 契約候補者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続きを行う。なお、協議が整わない場合は、次点者に選定された事業者と協議の上、契約を締結する場合がある。

1.4 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本プロポーザルの参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 不正と認められる行為があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積書の見積額（税込）が2（4）の提案上限額を超える場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合

1.4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加にかかった費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、一事業社につき一提案とする。
- (3) 企画提案書提出期間終了後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。ただし、本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 提出された書類は、返却しない。なお、提案書内に提案者独自の特許権等を有するビジネスモデルがある際は、当該提案者が不採択となった場合、本市は一切これを使用・公表しない。ただし、内容が、周知の事実であると認められ

る場合、ならびに提案者が事前にこのことを提案書に明記する等の方法により本市に通知していない場合は一切の責任を負わない。

- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、提出された書類は、選考に関する目的以外に使用しない。
- (6) 業務の実施体制に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの了解を得なければならない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の契約候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。

1 5 事務局

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地
八女市企画部商工・企業誘致課特産品係（担当：中島）
TEL：0943-24-0112
E-mail：tokusanhin@city.yame.lg.jp
窓口受付時間：平日の午前9時から午後5時まで